

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

170百万円（3,670百万円）

※23年度第4次補正予算で42億円計上

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

平成9年の廃棄物処理法改正により、環境大臣が指定する「産業廃棄物適正処理推進センター」に基金を設けて産業界からの自主的な出えんを求め、投棄者不明等の場合に生活環境保全上の支障の除去等の事業を代執行する都道府県・政令市(以下、都道府県等)に資金の支援を行う制度が創設された。

本補助金は、当該基金の造成に必要な経費を補助するものである。

2. 施策の効果

本補助金により、都道府県等による生活環境保全上の支障の除去等の事業が計画的かつ着実に行われることで、生活環境保全上の支障又はそのおそれのある産業廃棄物の不法投棄等の事案の減少及び産業廃棄物処理に対する国民の不信感の払拭や不安の解消が図られる。

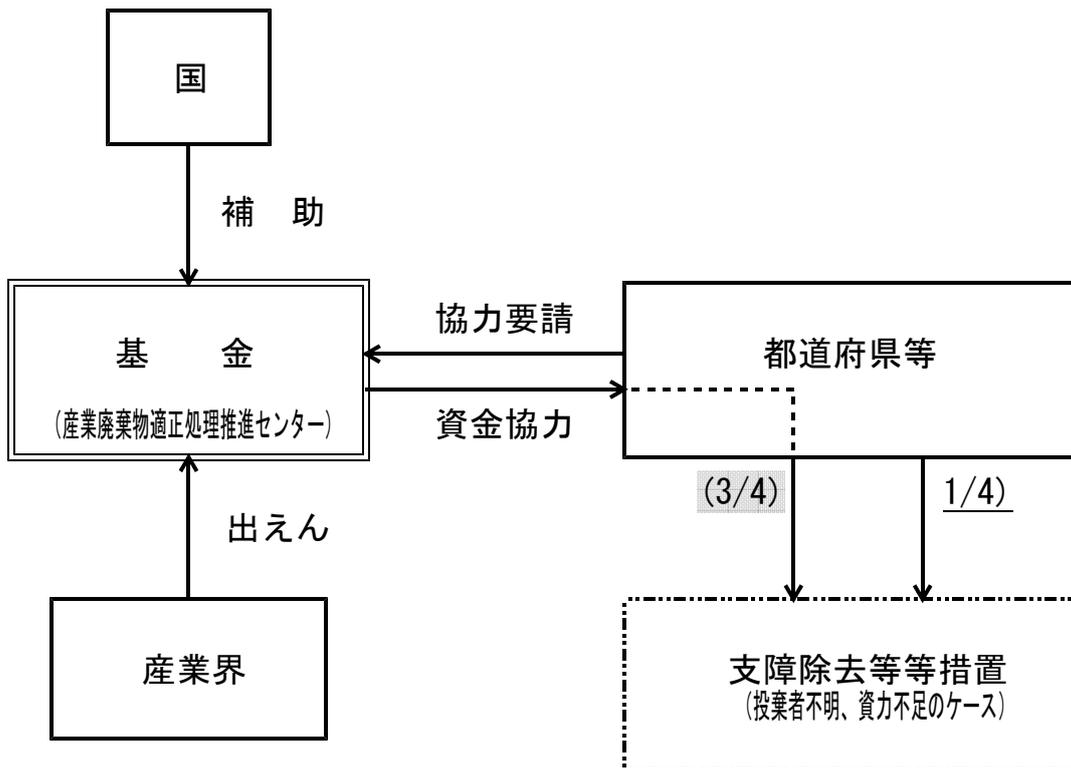
3. 備考

・ 廃棄物処理法による基金補助

170 百万円

○廃棄物処理法に規定する基金による財政支援スキーム

【平成10年6月17日以降の不法投棄等】



* 産業界：国：都道府県等 = 2：1：1

* 都道府県負担分（1/4）に対し、特交措置（算入率0.8）